

情報番号：20240329

テーマ：中小企業の値上げ交渉に役立つ公的支援策

編著者：ライジングコンサルタンツ（株）代表取締役 林 隆男

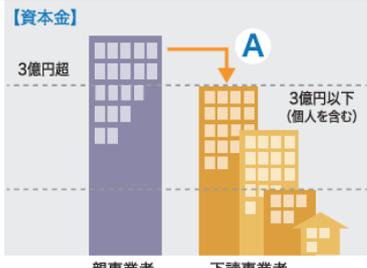
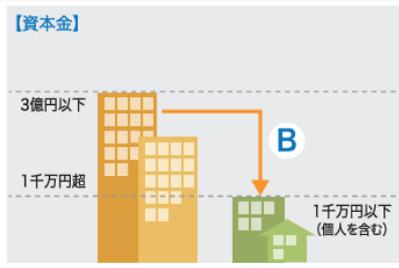
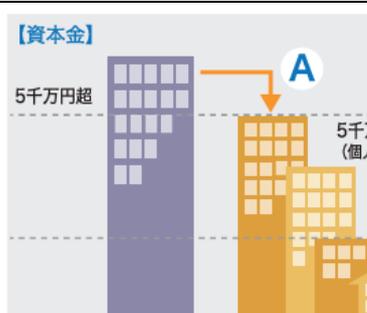
## 1. 下請法の活用

発注先と自社が、下請法上の親事業者・下請事業者の関係となっている場合、下請法上、親事業者は買ったときなどが禁止されており、価格交渉に応じるインセンティブとなります。このため、自社が発注先にとって下請法上の下請事業者となっているかを確認し、親事業者である事業者と重点的に交渉することも一つの方策です。

### （1）下請法とは？

下請法（下請代金支払遅延等防止法、略称下請法）は独占禁止法を補完する法律であり、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるための法律です。独占禁止法の優越的地位の濫用が優越的地位を様々な要素から総合的に判断するのに対して、下請法は発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、より迅速かつ効率的に規制しています。

### （2）下請法の対象範囲

規制対象となる取引	取引当事者の資本金区分 A	取引当事者の資本金区分 B
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の製造委託または修理委託</li> <li>・ 運送、物品の倉庫における保管および情報処理に係る役務提供委託</li> </ul>	 <p>【資本金】 3億円超</p> <p>3億円以下 (個人を含む)</p> <p>親事業者 下請事業者</p>	 <p>【資本金】 3億円以下</p> <p>1千万円超</p> <p>1千万円以下 (個人を含む)</p> <p>親事業者 下請事業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）</li> <li>・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管および情報処理を除く）</li> </ul>	 <p>【資本金】 5千万円超</p> <p>5千万円以下 (個人を含む)</p> <p>親事業者 下請事業者</p>	 <p>【資本金】 5千万円以下</p> <p>1千万円超</p> <p>1千万円以下 (個人を含む)</p> <p>親事業者 下請事業者</p>

資料出所：「知って守って下請法～豊富な事例で実務に役立つ～」公正取引委員会・中小企業庁

### (3) 親事業者が守るべきルール

下請法は親事業者が守るべきルールとして、以下の4つの義務と11の禁止行為を規定しています。

#### ①4つの義務

No	下請法上の義務	概要
1	書面の交付義務	発注内容に関する具体的必要記載事項をすべて記載した書面を交付する義務
2	書類作成・保存義務	製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、給付内容・下請代金の額などの、取引に関する記載事項を書類として作成し、2年間保存する義務
3	下請代金の支払期日を定める義務	納入した物品の受領後60日以内で、かつできる限り短い期間に支払期日を事前に定める義務
4	遅延利息の支払い義務	物品などを受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、遅延利息を支払う義務

#### ②11の禁止行為

No	下請法上の禁止行為	概要
1	受領拒否の禁止	下請事業者側に責任がないにもかかわらず、発注した物品等の受領を拒否すること
2	下請代金の支払遅延の禁止	発注した物品などの受領日から60日以内に定められている支払期日までに下請代金を支払わないこと
3	下請代金の減額の禁止	下請事業者側に責任ないにもかかわらず、発注時に決定した下請代金を発注後に減額すること
4	返品禁止	下請事業者側に責任ないにもかかわらず、発注した物品などを受領後に返品すること
5	買ったたきの禁止	発注する物品・役務などに対して通常支払われる対価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めること
6	物の強制購入・役務の利用強制の禁止	下請事業者に発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由が無いにもかかわらず親事業者が指定する物（製品、原材料など）や役務（保険、リースなど）を強制して購入・利用させること。
7	報復措置の禁止	公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な扱いをすること。

8	有償支給原材料などの対価の早期決済の禁止	親事業者が有償支給する原材料などで、下請事業者が物品の製造などを行っている場合、その原材料などが用いられた物品の下請代金の支払期日より早く、原材料などの対価を支払わせること。
9	割引困難な手形の交付の禁止	下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形（長期の手形（繊維業は90日超、その他は120日超）など）を交付すること。
10	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。
11	不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	下請事業者には責任がないのに、親事業者が費用を負担することなく、給付内容の変更ややり直しをさせること。

#### （４）下請法を活用する上での留意点

発注先の担当者が下請法の存在を知らない場合もあり、下請法の存在と規制内容をわかりやすく伝えることで値上げ交渉を有利に進めることが可能となります。一方取引当事者の資本金区分 B においては、中小企業が親事業者に該当するケースがあり注意が必要です。中小企業においても生産工程の一部を外部に依頼することはよく行われています。

また特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます）が、2024年11月1日に施行されました。下請法とフリーランス法は多くの共通点があります。しかし下請法の委託事業者について、資本金が1,000万円以下の法人を規制の対象から除外しますが、フリーランス新法にはそれがありません。フリーランス新法においては、資本金の額に関わらず「2人以上の役員がいる法人」や「従業員を使用する法人および個人事業主」は親事業者で、従業員を雇わない事業者が下請事業者（特定受託事業者）です。フリーランス新法が適用となる小規模な外注先や委託先も規制対象となりますので注意が必要です。

## 2. 下請法ガイドライン

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者と親事業者の間で適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。望ましい取引事例や、下請代金法等で問題となり得る取引事例が、わかりやすく具体的に記載されています。下請法ガイドラインは正式には「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を指します。以下「下請法ガイドライン」とします。

下請ガイドラインについて認知していなかった発注担当者に下請ガイドラインを説明したところ取引条件の改善につながったという下請事業者の事例もあ

ります。2023年2月末時点で以下20業種で策定されております。中小企業庁のHPに掲載されていますので一読願います。

下請法ガイドライン策定業種	<p>(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設業、(9)建材・住宅設備産業、(10)トラック運送業、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作業、(17)食品製造業、(18)水産物・水産加工品、(19)養殖業、(20)造船業</p> <p><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html</a></p>	
---------------	---	---

### 3. 型管理の適正化にむけたアクションプラン

経済産業省・中小企業庁は型管理の適正化に向けた取組としてアクションプランを公表しました。アクションプランでは以下の基本方針のもと、型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等について、今後事業者が型管理の適正化を推進・強化していただくための具体的な取り組み内容をまとめています。

No	基本方針	具体的な取組内容
1	減らす 型管理の削減	不要な「型」は廃棄する
2	見直す 管理対象範囲の 適正化	引き続き保管が必要な「型」は必要な管理費用（保管管理費用等）の支払いや期間義務期間について、協議・合意の下、両者で取り決めする。
3	仕組みを作る 管理の自立化	型管理について社内においてルール（マニュアル等）を明文化する、運用のあり方を今一度見直す。

型管理適正化アクションプランは以下のHPに記載されており、型管理台帳・型廃棄業務フロー・廃棄申請書や型の取り扱いに関する覚書（ひな形）および型管理運用マニュアル等の型管理の運用改善に必要な書類も併載されていますので、型管理改善に悩む中小企業者は参照願います。



[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/sokeizai/katakanritekiseika.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/katakanritekiseika.html)

#### 【関連情報】

JRS 情報番号：20240323～20240330

【2024.11 収録】

(執筆者) [ライジングコンサルタンツ \(株\)](#)  
代表取締役 林 隆男  
掲載内容の無断転載を禁じます。